

浦臼町子育て支援保育料助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、保育料助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 助成金は、幼稚園及び保育施設（以下「幼稚園等」という。）を利用する児童の保護者に対し、保育料を助成することにより、未就学児がいる家庭の経済的負担を軽減し、児童の健やかな成長に寄与するとともに、子育て支援及び定住促進を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。

- (1) 幼稚園 学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条の2の規定により都道府県教育委員会に届出を出した学校をいう。
- (2) 保育施設 認可保育所（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条第3項及び第4項の規定により都道府県知事に届出をした施設）及び認可外保育施設（法第59条の2第1項の規定により都道府県知事に届出をした施設）をいう。
- (3) 保育料 幼稚園等が保護者から徴収する費用のうち、保育を実施するための月ごとの必要経費（入園料及び臨時的な費用等は除く。）をいう。
- (4) 児童 本町の住民基本台帳（以下「住民基本台帳等」という。）に記載されている者で、幼稚園等に在籍する者をいう。
- (5) 保護者 住民基本台帳等に記載されている親権を行う者、未成年後見人又はその他の者で、児童を現に監護し保育料を納入する義務を負っている者をいう。

(助成金の交付対象者)

第4条 助成金の交付対象者は、児童及び保護者が住民基本台帳等に登録されている者で、保育料及び町税等を滞納していない場合において、保護者に支給するものとする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、保護者が納付した当該年度分保育料の2分の1の金額とする。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を申請しようとする保護者は、年2回（前期（4月～9月）分・後期（10月～3月）分）に分けそれぞれ期の最終分を納入後、浦臼町保育料助成金交付申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）にそれぞれ期の保育料領収書を添えて、町長に提出しなければならない。

2 前項の規定による請求の期限は、年2回それぞれ期の終了する月の翌月末までとする。

(助成金の交付決定)

第7条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めるときは、決定内容を浦臼町保育料助成金交付決定通知書（別記様式第2号）により、申請者に通知する。

2 前項の審査の結果、助成金を交付すべきものと認められないときは、浦臼町保育料助成金交付申請・請求却下決定通知書（別記様式第3号）により、申請者に通知する。

(助成金の交付)

第8条 町長は、前条の規定により交付の決定をしたときは、保護者の指定する金融機関の口座に振り込む方法により助成金を交付する。

(助成金の返還)

第9条 町長は、偽り、その他不正等によって助成金を受けたことが明らかとなった者に対しては、助成金を返還させるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。